

## 業務委託業者選定要綱

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会  
(平成 25 年 3 月 26 日 制定)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、協会が発注する業務委託の業者選定について、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

**第2条** 指名業者の選定は、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載された者の中から公益財団法人さいたま市公園緑地協会業務委託業者選定委員会設置要綱に基づく審査を経て行うものとする。

(委託業務の発注標準)

**第3条** 次の各号の業務分類に属する業務委託の指名業者の選定は、原則として別表の区分に従って行うものとする。なお、各業務の発注標準の等級区分については、さいたま市のものを準用する。また、等級を区分しない業務については、金額、業務の難易度等を勘案して選定するものとする。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務
- (3) 清掃業務

2 業務委託の選定上必要があるときは、次の各号に掲げる業務委託について当該各号に定める業者を選定することができる。

- (1) A級に区分された業者を選定すべき業務委託  
B級に区分された業者
- (2) B級に区分された業者を選定すべき業務委託  
A級に区分された業者
- (3) C級に区分された業者を選定すべき業務委託  
A級又はB級に区分された業者

3 特殊な技術を要する業務委託、緊急を要する業務委託、その他理由がある場合は、前2項の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

(指名業者として選定できない業者)

**第4条** 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定することができない。

- (1) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中である者
- (2) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会の締結する契約からの暴力団排除措置

## 第6 会計・契約【業務委託業者選定要綱】

に関する要綱に基づく入札参加除外期間中である者

- (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり経営状態が著しく不健全である者
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項による営業停止処分期間中の者
- (5) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会契約に関する規程第5条第2項に該当する者及び同条第3項各号のいずれかに該当する行為があった者
- (6) 協会の発注する業務委託等で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (7) 関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者
- (8) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

**第5条** 指名業者を選定するときは、市内業者育成に配慮し、次の各号に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、指名が特定の業者に偏することのないよう、留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 履行成績又は履行実績
- (3) 指名及び受託数の状況
- (4) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (5) 発注契約に対する履行能力
- (6) その他必要な事項

(その他)

**第6条** この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 発注標準

## (1) 建築管理等業務

発注の標準となる執行予定額	発注区分
1000万円以上	A
1000万円未満 500万円以上	B
500万円未満	C

## (2) 警備業務

発注の標準となる執行予定額	発注区分
500万円以上	A
500万円未満 100万円以上	B
100万円未満	C

## (3) 清掃業務

発注の標準となる執行予定額	発注区分
500万円以上	A
500万円未満 100万円以上	B
100万円未満	C